

長期間休業後、営業を再開される食品等事業者の方へ

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の解除に伴い、長期間休業していた食品等事業者の方が営業を再開される場合、食中毒予防のために、以下の点に御注意くださいますよう、お願いいたします。

＜営業再開に当たっての注意点＞

1. 施設設備の清掃・洗浄・消毒を行ってください。

- 重要!**
- 調理場全体の清掃、シンクや作業台の洗浄・消毒など行ってください。
 - ✓ ねずみや衛生害虫の侵入・発生がないこと等も確認してください。
 - ✓ ふきん、包丁、まな板等、食品が直接に接触する器具機材は、しっかり点検、洗浄消毒を行ってください。
 - ✓ 手洗い設備に、せっけん、消毒液等の準備も忘れずに行ってください。



2. 冷蔵・冷凍庫等の復旧確認をしてください。

- 重要!**
- 長期使用をしていなかった冷蔵・冷凍庫等の使用を再開する際、隔測温度計等を使用し、温度を確認してください。
 - 再開後も隔測温度計等で毎日、温度確認を行ってください。

3. 使用水や保管していた食材の状態確認等を徹底してください。

- 重要!**
- 使用水が飲用に適切か確認してください。長期保管していた食材の状態確認等を徹底してください。
 - ✓ しばらく流しっぱなしにしながら、使用水に濁りや異味異臭がないか確認してください。
 - ✓ 期限の切れた食材、不明な食材は使ってはいけません。

食中毒予防3原則・・・

「つけない、ふやさない、やっつける」
を守り、食中毒を予防しましょう。



問い合わせ先(営業所の所在地を所管する区役所衛生課)

川崎区 044(201)3221	幸 区 044(556)6683	中原区 044(744)3273	高津区 044(861)3323
宮前区 044(856)3272	多摩区 044(935)3308	麻生区 044(965)5164	
健康福祉局保健所中央卸売市場食品衛生検査所		(北部市場内施設)	044(975)2245
健康福祉局保健所食品安全課専門監視担当		(南部市場内施設)	044(200)2452